



ファックス通信

2010年2月12日 発行 48号

発行元 社団法人日本理学療法士協会

電話 03(5414)7911 FAX 03(5414)7913

平成 22 年度診療報酬改定 点数を答申

【疾患別リハビリテーション料】

	脳血管疾患等		運動器	呼吸器	心大血管
	廃用症候群以外	廃用症候群			
	245点 改	235点 新	175点 新	170点	200点
	200点 改	190点 新	165点 改	80点	100点
	100点	100点 新	80点		

入院患者のみ

早期リハビリテーション加算 45点 改

維持期における月 13 単位までのリハビリ提供 継続

新 がん患者リハビリテーション料（1単位につき） 200点

[算定要件]

がんの治療のため入院している患者に対して20分以上の個別リハビリを提供した場合に、1日6単位を限度として算定する。

[施設基準]

- (1) がん患者のリハビリに関する経験（研修要件あり）を有する専任の医師が配置
- (2) がん患者のリハビリに関する経験を有する専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の中から2名が配置されていること

その他の[算定要件]、[対象患者]など、詳細については原文をご参照の上、さらなる情報をお待ちください。

改 難病患者リハビリテーション料（1日につき） 640点

短期集中リハビリテーション実施加算（1日につき）

退院後 1 月以内 280点 新

退院後 1 月を超え 3 月以内 1 4 0 点 新

2 / 全 2 枚

【回復期リハビリテーション病棟入院料】

1 . 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 1 7 2 0 点 改

[施設基準]

- (1) 回復期リハビリを要する状態の患者を 8 割以上入院させていること
- (2) 回復期リハビリを要する状態の患者に対し 1 人 1 日あたり 2 単位以上のリハビリが行われていること
- (3) 当該病棟において新規入院患者のうち、2 割以上が重症の患者であること
- (4) 当該病棟において退院患者のうち、他の保険医療機関への転院した者等を除く者の割合が 6 割以上であること

2 . 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 1 6 0 0 点 改

[施設基準]

- (1) 回復期リハビリを要する状態の患者を 8 割以上入院させていること
- (2) 回復期リハビリを要する状態の患者に対し 1 人 1 日あたり 2 単位以上のリハビリが行われていること

新 休日リハビリテーション提供体制加算 (1 日につき) 6 0 点

[算定要件] 休日を含め、週 7 日間リハビリを提供できる体制をとっていること

新 リハビリテーション充実加算 (1 日につき) 4 0 点

[算定要件] 回復期リハビリを要する状態の患者に対し、1 人 1 日あたり 6 単位以上のリハビリが行われていること

【亜急性期病棟におけるリハビリテーション】

改 リハビリテーション提供体制加算 (1 日につき) 5 0 点

[算定要件] リハビリを必要とする患者に対し、週平均 16 単位以上の疾患別リハビリが提供されていること

その他、多職種チームによる取組の評価「呼吸ケアチーム加算」(150 点・週 1 回) が新設され、施設基準として「呼吸器リハビリを含め 5 年以上の経験を有する理学療法士」が含まれています。

詳細については、厚生労働省・第 169 回中央社会保険医療協議会総会資料 (平成 22 年 2 月 12 日) をご参照下さい。また、近日中に本会 H P にも原文を掲載します。

本号は、全 2 枚でお送りしております。

FAX 番号等変更は FAX で受け付けます。

間違い FAX が届きましたら、恐れ入りますが上記 TEL/FAX までご連絡下さい。